

大垣競輪場メインスタンド売店運営業務委託事業者募集要領

1 趣旨

大垣競輪場メインスタンド1階において売店1店舗を運営する者（以下「事業者」という。）を選定するため、必要な事項を定めるものとする。

2 施設の概要

- (1) 所在地 大垣市早苗町1丁目1番地（大垣競輪場メインスタンド1階）
- (2) 面積 59.2 m²

3 応募資格

- (1) 大垣市業者選定要綱（平成10年告示第144号）第9条に規定する令和5・6・7年度の物件関係における有資格者名簿に登載された者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 大垣市入札参加資格停止等の措置要領（平成11年4月1日制定）の規定による入札参加資格停止の期間中でない者であること。
- (5) 大垣市が行う契約及び交付する補助金等からの暴力団排除に関する措置要綱（平成23年1月4日制定）の規定による入札参加資格停止措置の期間中でない者であること。
- (6) 直近5年間に公共施設における売店運営の実績を有すること。

4 営業条件

- (1) 募集する売店
菓子、弁当、飲料等を取り扱うこととし、酒類も可とする。ただし、ビン・カンは不可とする。
- (2) 営業中止の申出
事業者が営業中止または翌年度以降の更新を取り止めるときは、事業者は営業中止日の6か月前までに市長に申し出なければならない。
- (3) 営業開始日
令和6年11月1日（金）
- (4) 営業日
大垣競輪場の本場及び場外発売の開催日とする。
- (5) 営業時間
原則、午前10時から午後4時まで（開門時間が変更となる場合があるため、「原則」とする。営業時間を変更する場合は、必ず協議のうえ決定すること）

(6) 大垣競輪場の開催日数と平均入場者数

	開催日数		平均入場者数	
	本場	場外	本場	場外
令和4年度	37	282	633	402
令和5年度	41	253	630	427

(7) 施設使用料及び光熱水費

事業者の負担なし

(8) 従業員駐車場

大垣競輪場近辺の駐車場を無償貸与

(9) 機器及び備品

施設に付随する設備は次の表「設備」のとおり。この「設備」以外に必要な機器及び備品は事業者が準備すること。

設 備 名	数 量
エアコン（天井付け）	2 基
コンセント（壁付け）	12 箇所
換気扇	1 基
給水口	1 箇所

※ 設備位置は別紙図面のとおり

※ EPS までつながる空配管が 1 箇所あるため、電話回線・ネット回線を使用する場合は、当該空配管を使用すること。

※ 給水口は 1 箇所あるが、排水口はないため注意すること。

(10) 施設使用条件

- ① 競輪場敷地内において、大垣市の許可により他の業者が屋台等で飲食物の販売を行う場合がある。
- ② 取扱商品については、事前に大垣市の承認を受けるものとする。
- ③ 営業に伴い、関係法令上必要となる諸官庁への申請、届出等については、全て事業者の負担において行うものとする。
- ④ 事業者は、売店で販売した商品、包装等から発生する廃棄物の回収、処分を実施し、その費用についても負担するものとする。
- ⑤ 営業時間、営業時間外を問わず、使用物件内の警備体制については、事業者の負担と責任において対処するものとする。

(11) 衛生管理

売店内の清掃及び衛生管理（害虫等駆除を含む）は事業者が行い、これらにおいて発生した問題等はすべて事業者の責任において処理すること。

(12) 使用制限

- ① 事業者は、施設を売店以外の目的に使用し、又は転貸してはならない。
- ② 使用物件は、最良たる管理者の注意をもって、維持管理しなければならない。

(13) 市民サービス

決済方法は、現金払いのほか、クレジットカード、電子マネー等も使用可とすること。

(14) 委託金額の上限

月額 200,000 円

※受託候補者として特定した場合は、別に見積書の提出を受け、契約締結に係る交渉を行うため、この上限金額での契約を約するものではない。

(15) 契約の解除または変更

次のいずれかに該当するときは、契約の解除または変更をすることができる。なお、契約の解除または変更により生じた損失の補填を大垣市に請求することはできないものとする。

① 事業者が契約書の各条項に違反したとき。

② 応募資格の詐称その他不正な手段により使用許可を受けたとき。

③ 商品の不当表示、改ざん等、利用者を欺くような行為により、社会的責任を追及されたとき。

(16) 契約期間

初年度は令和 6 年 11 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで契約する。令和 7 年 4 月 1 日以降は、施設使用上の違反等がなく、良好な運営状況が認められる場合は、1 年ごとに更新することができるものとする。

5 提出書類

(1) 参加表明

出店を希望する事業者は令和 6 年 7 月 12 日（金）午後 5 時までに出店申込表明書（様式 1）を事務局へ電子メール又は持参により提出すること。なお、出店申込表明書提出後に出店を取り止める場合は、出店申込期限までに任意様式で辞退届を電子メール又は持参により提出すること。

(2) 出店申込

事業者は令和 6 年 7 月 16 日（火）から 7 月 19 日（金）午後 5 時までの間に次の書類を事務局に電子メール又は持参により提出すること。

① 出店申込書（様式 2）

② 会社概要（様式 3）

③ 平面計画図（任意様式とし、設置する什器の名称を記載すること）

④ 運営企画書（様式 4）

⑤ 直近 3 年の決算書又は収支報告書

(3) 応募資格確認結果及び評価委員会の開催通知

令和 6 年 7 月 26 日（金）までに応募資格確認結果及び評価委員会の案内を事業者へ通知します。なお、応募事業者が 1 者の場合は受託者として決定します。

(4) 事業者決定後

受託候補者は、決定通知を受けた後、次の書類を提出すること。

- ① 営業に必要な資格の写し（該当がある場合のみ）
- ② 出店に関する覚書

6 質疑

出店申込に関して質疑がある場合は、令和6年7月1日から7月8日までの間に電子メールにより事務局へ質疑書（様式5）を提出すること。なお、電子メール以外の方法による質疑は受け付けないものとする。なお、電子メールの件名は「大垣競輪場売店運営事業者募集質問書【事業者名】」とし、質疑への回答は令和6年7月12日までに大垣市ホームページに掲載するものとする。

7 選定方法

応募事業者が2者以上の場合は、評価委員会において、提出書類及び提案説明（プレゼンテーション）の内容を総合的に審査のうえ、大垣競輪場の売店を運営するに相応しいと判断した事業者を選定するものとする。なお、審査結果は出店申込を行った者の全てに通知するものとする。また、評価委員会は、申込内容等に不明な点が生じた場合は、追加資料の提出又は聴き取りを行うことができるものとする。

8 決定の取消し等

審査の過程及び資格者の決定後に申込内容等に虚偽のあることが発覚した場合は、委員会は提出書類の受理又は資格者の決定を取り消すことができるものとする。

9 実施スケジュール

日 程	項 目
令和6年7月1日（月）	実施要領の公表、質問書受付開始
令和6年7月12日（金）	出店申込表明書（様式1）の提出期限、質問書の回答
令和6年7月19日（金）	出店申込書の提出期限
令和6年7月26日（金）	応募資格確認結果の通知（辞退届提出期限）
令和6年7月31日（水）	評価委員会（ヒアリング及び評価）
令和6年8月上旬	受託候補者の決定、結果の通知及び公表
令和6年8月下旬	見積提出、契約締結

10 事務局

〒503-0821 岐阜県大垣市早苗町 1-1

大垣市経済部公営競技事務所

電 話：0584-78-3185

電子メール：koueikyougi@city.ogaki.lg.jp

大垣市ホームページ：<https://www.city.ogaki.lg.jp>